

# 県内企業 DX 伴走支援事業運営業務委託仕様書

## 1 実施内容

鳥取県内企業の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、外部専門家と連携し、生産性向上や商品・サービスの付加価値向上など、ICT を活用した経営課題解決に取り組む企業を伴走支援する事業を行う。

※本事業における DX の考え方について

企業の経営課題の解決に資する、デジタル化（ICT 導入）、IoT・AI 活用、ビジネスモデル創出・組織変革を総称して DX とする。

### (1) 県内企業向けの DX 推進セミナーの開催

県内企業の経営者層をメインターゲットとする。業種は問わない。デジタル技術のビジネス活用の有用性・必要性などを中小企業の成功事例を交えて紹介し、DX にかかる啓発を行う。

### (2) 県内企業が取組む DX への伴走支援プログラムの実施

上記（1）に参加した企業等の中から、DX に取り組みたい企業を募集・選定する（5 社程度を想定）。その上で、専門家が伴走支援することとし、オンラインで各社の経営会議等に参加し、それぞれの企業に応じた DX のアドバイス・実行支援等を行う。

### (3) DX に取り組んだ県内企業の成果発表会の開催

成果発表会で、他の県内企業に取組事例を共有・発信し、新たな DX の取組が県内に生まれるきっかけを作る。

### (4) 上記（1）～（3）の実施にかかる一連の事務局業務

事業の実施にあたっては、適宜、本県と協議を行いながら進めるものとする。なお、ウェブページなど情報発信ツールも制作するものとするが、県内企業及び支援機関への周知については、本県が中心となって担う。

（参考）現時点で想定しているスケジュールイメージ

9 月頃 DX 推進セミナーの開催

10 月頃 DX 伴走支援プログラムの参加企業募集・選定

11 月頃～2 月頃 DX への伴走支援プログラム実施

3 月頃 成果発表会

## 2. その他

(1) 受託者は、本業務の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、又は本件業務以外の目的で利用することはできない。委託業務終了後も、また同様とする。

(2) 本業務の契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。